調布市コミュニティ・スクールの導入に向けた今後の予定について

資料３
令和３年１２月１５日
調布市教育委員会指導室

１ コミュニティ・スクール導入の背景と国の動向

１　背景

急激な社会の変化に伴い，学校と地域を取り巻く課題が複雑化，多様化している。そうした状況の中で「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の理念を学校と地域とが共有し，児童・生徒に未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められている。学校と地域の相互連携のもとに学校づくりと地域づくりを進め，一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要となった。

２　国の動向

・**地方教育行政の組織及び運営に関する法律**（以下「地教行法」という。）の改正（H29.4施行）により，コミュニティ・スクールの**設置が努力義務化**された。

・**第３期教育振興基本計画**（H30.6.15閣議決定／対象期間H30～R4）の中で地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである**学校運営協議会制度を全ての公立学校において導入**することを目指し，各地域における推進を担う人材の確保・育成等を通じてコミュニティ・スクールの導入の促進及び運営の充実を図るとされた。あわせて，地域学校協働本部の整備等により，地域学校協働活動の全国的な推進を図るとされた。

・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的推進を図るために，令和2年度より，**地域学校協働活動事業で活用する補助金の要件がコミュニティ・スクールを導入していること又は導入に向けた具体的な計画があることとなった。**

２　コミュニティ・スクール（以下「ＣＳ」という。）の概要

１　ＣＳとは

地教行法に基づき教育委員会より任命された委員が，一定の権限を持って学校運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことを学校運営協議会といい，学校運営協議会を設置している学校のことをCSといいます。

２　ＣＳの目的

学校と地域住民が目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組むことで「地域とともにある学校づくり」を目指すものです。

３　ＣＳの主な機能

①学校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。

→基本方針の承認を通じて学校運営の最終責任者である学校長を後押しし，学校長とともに学校運営に当事者意識を持って携わるものです。

②学校運営とそのために必要な支援について，教育委員会又は校長に意見を述べることができる。

→広く地域住民等の意見を反映させる観点から，基本方針の承認にとどまらず，学校の運営全般について主体的に意見を述べることができるものです。

（例）学習の支援を必要とする子どもが増えているため，校内における学習支援の体制を強化することを要望。

③教職員の任用に関して，教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べることができる。

→学校の課題解決や教育活動の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から，直接，教育委員会に対して意見を述べることができるものです。

（例）小学校における外国語活動の充実のために「中学校・高校英語の免許を持った教員」の配置を要望。

※ただし，教育委員会規則で教職員個人の分限及び懲戒に関する意見を述べることができないように規定します。

※地教行法に基づく学校長の教職員に関する意見具申権を妨げるものではなく，CSとしても意見を述べることができるものです。

４　ＣＳ導入による効果

①学校長や教職員の異動があっても，CSによって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる**「持続可能な仕組み」を構築できる。**

②**地域住民等の理解と協力を得た学校運営が可能**となり，地域人材を活用した教育活動を充実させることができる。

③学校と地域の適正な役割分担により，**学校がより教育活動に注力することができる。**

３　ＣＳと地域学校協働本部の関係性

CSにおいて学校運営やその運営に必要な支援に関する協議を行い，関係者で共有した目標やビジョンを地域学校協働本部の活動に生かすものです。CSと地域学校協働活動を一体的に推進することで相乗効果を発揮し，教育活動の充実や活性化につながります。

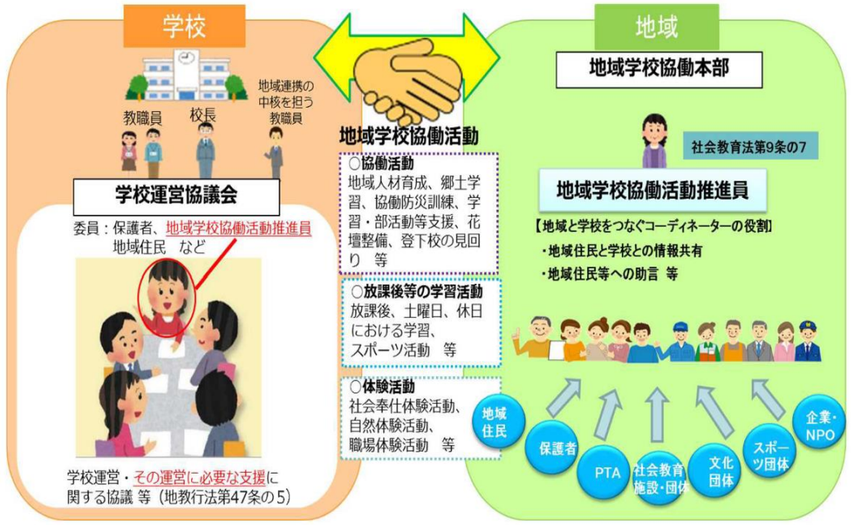

※文部科学省資料抜粋

４　調布市版ＣＳの主な内容

○実施形態

単独型（小中学校28校それぞれにCSを導入）

・自校の課題に絞って熟議することが可能

・学校の特色を反映しやすい

○学校評議員，学校関係者評価委員会制度の機能をCSに一本化

⇒既存制度を整理し効率化を図るとともに，CSと地域学校協働活動の一体的推進により，学校運営の改善に資するPDCAサイクルを確立させる

○導入スケジュール

モデル校による効果検証等を踏まえた段階的な導入

・令和５年４月 モデル校３校（小２校，中１校）設置

・令和６年４月 小９校，中３校　追加設置

・令和７年４月 小９校　中４校　追加設置≪全校設置≫

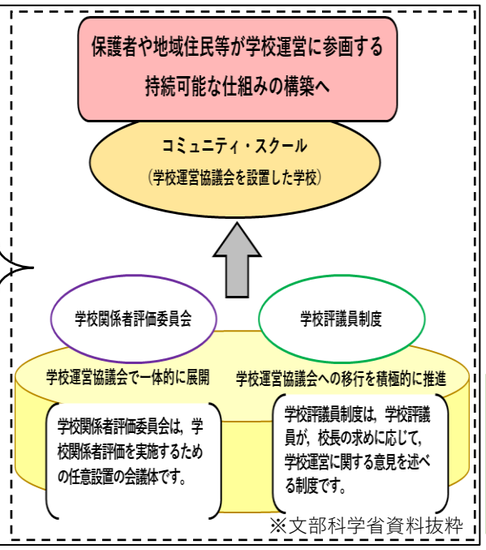

※文部科学省資料抜粋

５　導入に向けた行程表（予定）

			令和４年度 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	令和５年度 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	令和６年４月 小１１校・中４校ＣＳ導入	令和７年４月小・中全校でＣＳ導入
1	CS導入検討委員会開催	CS導入の必要性や効果の整理，モデル校の選定，CS導入までの手続，教育委員会規則や運営マニュアル等について検討することを目的として設置（6回程度の開催を予定）					
2	CSマイスター講演会	講師：文部科学省CSマイスター 講演内容：CS導入の必要性や効果，CS導入の手続や運営等					
3	モデル校CS準備委員会開催	CS導入検討委員会で選定したモデル校を決定し，同モデル校でCSを導入する前に，CS制度の確認や熟議演習等を行うことを目的として準備委員会を設置（5回程度の開催を予定）					
4	住民説明会	モデル校CS準備委員会が主催で地域住民向けの説明会を開催					
5	モデル校CS導入	上記の各行程を経て，モデル校で先行してCS導入	モデル校導入完了（小2校，中1校）		【モデル校以外】 市教委主導の準備委員会を経ず，以下の経過を経て導入予定 ○各校がモデル校の準備委員会や導入後の協議会を視察 ○導入前に市教委が各校向けに研修会を実施 ○統括コーディネータによる巡回相談の活用		

【令和７年度までに全校に導入する理由】

①導入準備委員会や研修会を通じて，**CSの導入目的や運営について御理解いただいた学校管理職や地域住民等がいる中で短期間で導入**することで，導入後の円滑な運営が期待できるため

②地域学校協働活動事業で活用する都補助金の要件について，現在は「CSを導入していること，又は，導入に向けた具体的な計画があること」となっているが，今後，要件が変更される可能性があることから，**歳入確保の観点からも短期間で導入**する必要があるため